

(単位：千円)

事業名	税源移譲時の年度間の所得変動に係る平成19年度市・県民税の減額措置業務			担当課	税務課・収納課
平成20年度 当初予算	左の財源内訳				
	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
82,069	37,069			45,000	
<p>1. 趣旨 税源移譲による制度改正は、平成19年分所得税と平成19年度分市・県民税(18年所得に対して課税)から適用された。平成19年中に退職などにより所得が減り、所得税が非課税のかたは、所得税の減額を受けず市・県民税だけが増額になる。このため、税源移譲による市・県民税の増額分を減額する経過措置が設けられた。これに基づき、対象者からの申告により平成19年度市・県民税額について、税源移譲による増額分を減額(還付)する。</p> <p>2. 概要 広報及びホームページ等で制度を周知したうえで、対象者へ直接通知し、減額申告書により税源移譲前の税率で計算した税額との差額を減額する。</p> <p>3. 減額申告時期 7月1日～7月31日まで</p>					